

## 第2章 大船渡市における環境公害防止体制

### 第1 環境公害行政の経緯

1. 昭和30年代の急激な産業経済の発展に伴い、公害\*問題が複雑化したことにより、国は昭和42年に公害対策基本法、昭和47年に自然環境保全法を制定しました。

本市においては、公害問題が表面化したのは昭和30年代後半～昭和40年代にかけてであり、工場からの粉じん\*による家屋・農作物の被害や水産加工場からの排水による水産資源の被害などが発生しました。

市ではこうした事態を踏まえ、公害対策審議会の設置（昭和46年）、公害防止協定（現：環境の保全に関する協定）の締結促進（昭和46年～）、公害防止施設の整備促進に係る利子補給制度の着手（昭和47年～平成16年）などにより、公害対策に取り組んできました。さらに、公共下水道事業の着手（平成3年）、合併浄化槽設置整備事業補助金交付制度（平成元年度～、現：浄化槽設置整備事業補助金交付制度）、快適なまちづくり実践活動推進事業の実施（平成元年度～平成12年度、前身：生活雑排水対策実践活動モデル事業）などにより、公共用水域\*の汚濁防止及びごみの減量化・適正処理の推進を図るとともに、県が策定（平成2年度）した「大船渡湾水質管理計画」に基づき、湾浄化を推進してきました。

その後、環境問題は、社会経済活動の拡大に加え、生活雑排水\*による水質汚濁\*やごみの増大などの影響により、多種多様な問題が生じてきたことから、国では、環境基本法を制定（平成5年11月）し、それに伴い本市においても、大船渡市公害防止対策審議会条例を廃止し、平成6年11月に大船渡市環境審議会条例を制定するなど、複雑化する環境問題に対応してきました。

2. 平成2年に策定された「大船渡湾水質管理計画」は、湾をめぐる環境が大きく変化したことから見直しされることになり、市と県は平成12年11月、新たに「大船渡湾水環境保全計画」を策定しました。この計画は、市民及び行政が連携、協力し、良好な大船渡湾の水環境を将来の世代に継承することを基本目標とした、平成13年度を初年度とする10ヵ年計画です。

また、「大船渡湾水環境保全計画」の目標達成のための具体的な行動に結びつける仕組み等を構築するため、平成16年7月に「大船渡湾水環境保全計画アクションプラン（実行計画）」を策定しました。このアクションプランは、向こう5ヵ年を期間とし、①保全計画の重点施策、②仮説の検証、③市民・事業者が一体となった取り組み、の3つの柱で成り立っており、取り組み状況について毎年度検証しながら進めることとしています。

3. 周りをすべて海に囲まれ、魚介類の消費の多い我が国にとって、海洋汚染は極めて深刻な問題です。

近年、内湾など閉鎖性水域\*における水質汚濁の改善が進まず、全国的にも問題となっていますが、平成5年の水質汚濁防止法の一部改正に基づき、海域の窒素、磷に係る環境基

準\*の類型指定が行われることになり、大船渡湾についても平成8年4月に海域Ⅱ類型の指定を受けました。

これにより、大船渡湾については、現在COD\*をはじめとする生活環境項目の全項目について環境基準があてはめられています。

4. 平成8年度には、国と県が計画する大船渡港港湾計画と平行して、マリンリフター（空気揚水筒）で水質浄化を図る海域環境創造事業が始まり、現在まで10基が設置され、稼動しています。

また、大船渡湾域における生活排水等の処理施設整備の一環として、赤崎町蛸ノ浦、清水、永浜地域を対象に漁業集落環境整備事業も進められることになり、平成8年度には基本調査等を実施し、事業区域を44.3haにしたところです。

5. 平成9年9月、大船渡港港湾計画が、漁業関係者の同意を得て本格的に事業着手されました。

また、公共下水道事業も順調に進捗し、平成19年3月には666.2haまで事業認可区域が拡張されております。

さらに、平成10年度には、蛸ノ浦地区漁業集落環境整備事業が着工され、平成17年度に一部供用を開始し、現在までに整備の進捗に併せて、順次、供用区域を拡大しており、平成21年度の施設整備の完了に向けて管渠工事が進められています。

6. 盛川流域の洪水調節と正常な流水機能の維持、水道水の確保等を目的として、昭和53年の予備調査以来整備事業が進められ、平成10年度より本体工事に着手していた鷹生ダム（規模：堤高77m、堤頂長309m、堤体積30万9千 $m^3$ ）は、平成18年10月に竣工しました。

また、ダム周辺に温泉が湧出し、施設建設計画が進められていた五葉温泉も、温泉排水が鷹生川に与える影響を調査した後、漁業関係者や地域住民と環境の保全に関する協定を締結し、平成12年4月に営業を開始しました。

7. ダイオキシン類\*の主な発生源はごみ焼却によるものでしたが、昭和58年11月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになりました。

廃棄物処理におけるダイオキシン問題については、早期から検討が行われており、平成9年1月に厚生省が取りまとめた「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（新ガイドライン）に沿って対策がとられています。

県は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生の抑制や最終処分場の確保等適正なごみ処理を推進するため、県内を6ブロックに分けて推進する「岩手県ごみ処理広域化計画」を平成11年3月に策定しました。

本市の属する沿岸南部ブロックでは、平成18年度に陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町とともに「岩手沿岸南部広域環境組合」を設立し、平成23年度の広域ごみ処理開始に向け、施設建設の準備に向けた業務が進んでいます。

なお、本市、住田町で構成する大船渡地区環境衛生組合は、ダイオキシン類対策と施設の老朽化のため、ごみ焼却施設は廃止され、同組合で扱うごみを平成12年4月から釜石市清掃工場で熔融処理しているため、現在は積込中継施設として稼動しています。

8. 地球温暖化\*をはじめとする地球環境問題\*の解決のためには、一人ひとりの取り組みが重要であることから、環境にやさしい暮らし（エコライフ）を地域全体で実践する県のモデル事業が、平成12年11月に立根町の上手地域で実施されました。

これは、各家庭で電気、ガス、水道等の消費を抑える行動を40日間実施した後、二酸化炭素\*削減量を分析、公表するもので、各家庭での実践を通じてエコライフの定着を図ることを目的としており、平成13年度からは本市が実施する「エコライフ推進事業」として、従来実施してきた快適なまちづくり実践活動推進事業を発展させた形で、市内全地域での実施を目指し、実施しています。

9. 市民の環境に対する意識が急速に高まりつつある中、環境保全に向けた行政の協働が求められています。そのため、本市においても、平成13年度から施行している「環境基本条例」や平成14年度に策定した「環境基本計画」で方針や、目的、目標、体制などを明確にし、環境施策を推進します。

表14 環境公害行政のあゆみとできごと

年 月 日	記 事
昭和	
29. 4	○清掃法公布
31. 4	○都市公園法公布
33. 4	○下水道法公布
38. 3	○大船渡市公害防止対策委員会設置
40. 10	○塵芥処理場完成
40. 11	○し尿処理場完成
42. 7. 2	○大船渡湾口防波堤完成
42. 8	○公害対策基本法公布
43. 6	○大気汚染防止法公布 ○騒音規制法公布
44. 10. 17	○大船渡市公害防止対策事務処理規程施行
45. 6. 1	○総務課に公害係設置
45.	○大船渡湾養殖貝類異常へい死原因調査（岩手県）
45. 12	○水質汚濁防止法公布 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
46. 4	○永浜水面貯木場完成
46. 6. 1	○悪臭防止法公布 ○公害行政担当課として新たに公害交通課設置
46. 12. 1	○大船渡市公害対策審議会条例公布
47. 4. 18	○公害対策基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が、盛川は河川A類型、大船渡湾は海域A類型に指定される
47. 6. 16	○公害防止資金利子補給規則公布
47. 10	○自然環境保全法公布
48. 3. 30	○岩手県公害防止条例により、騒音規制地域の指定告示なる
48.	○大船渡湾富栄養対策調査
49. 3. 18	○悪臭防止法により、悪臭規制地域の指定告示なる
49.	○大船渡湾内養殖漁業場環境改善対策調査（水産庁） ○環境大気常時監視測定開始（岩手県）
50. 8. 1	○機構改革により課名が環境課となる
50.	○公害対策基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が、吉浜川は河川A A類型、綾里湾、越喜来湾及び吉浜湾は海域A類型に指定される ○岩手県における腸チフスの疫学的研究（岩手県）
51.	○大船渡湾における堆積物の調査（岩手県）
51. 6	○振動規制法公布
52.	○大船渡湾における生活排水の影響調査（岩手県）
54. 3. 16	○振動規制法により、振動規制地域の指定告示なる
54. 6	○エネルギーの使用の合理化に関する法律公布
54. 10. 29	○大船渡湾水質・環境リモートセンシング（岩手大）
54.	○大船渡湾麻ひ性貝毒化機構究明調査（岩手県）
55. 1	○野々田地区港湾整備事業開始
55. 4	○機構改革により課名が生活環境課となる
55. 6	○漁場改良復旧基礎調査（水産庁）
55. 7. 3	○大船渡市雑排水簡易浄化槽設置指導要綱制定

年 月 日	記 事
昭和	
55. 11	○小野田セメント大煙突完成
56. 8	○大気環境調査「石灰利用施設周辺地域」（環境庁）
～57. 3	
57. 8	○大気環境調査「貯炭場周辺地域」（環境庁）
～58. 2	
58. 5	○浄化槽法公布
58. 7. 4	○大気常時測定局再起置検討調査（岩手県）
～8. 28	
59. 12	○スパイクタイヤによる道路粉じん調査開始
60. 4	○機構改革により課名が保健環境課となる ○三陸町根白(吉浜)地区漁業集落排水処理施設事業着手
60. 8	○新し尿処理場整備事業開始
61. 8. 1	○旭町地区生活排水対策実践活動モデル事業実施（岩手県指定）
～9. 30	
62. 6	○大船渡湾水質管理計画策定開始（岩手県）
62. 8. 1	○須崎川流域生活排水対策実践活動モデル事業実施（市指定）
～9. 30	
62. 9	○新し尿処理場完成（気仙地区衛生センター）
63. 5	○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布
63. 8. 1	○北・南笹崎地区生活排水対策実践活動モデル事業実施（市指定）
～9. 30	
平成	
元. 4	○三陸町根白(吉浜)地区漁業集落排水処理施設供用開始
元. 9. 26	○大船渡市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱告示
元. 11. 1	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（吉野町、長安寺、小細浦）
～2. 3. 31	
2. 3	○大船渡湾水質管理計画策定（岩手県）
2. 5. 28	○大船渡市環境保全連絡協議会設立
2. 6	○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律公布
2. 6～9	○水生生物*観察事業の拡充実施
2. 7. 1	○大船渡湾水質管理計画推進本部設置
2. 9. 1	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（上手、長谷堂、佐野、平、富沢 2 区）
～12. 31	
3. 1. 17	○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第 5 条第 1 項の指定地域に指定
3. 1. 22	○大船渡湾水質管理計画推進協議会設置
3. 4. 1	○指定地域内で原則としてスパイクタイヤの使用が禁止となる
3. 4	○再生資源の利用の促進に関する法律公布
3. 7. 1	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（峯岸、上富岡、関谷、田谷、永沢、上木町、生形）
3. 7. 11	○大船渡市公共下水道事業認可
3. 11. 20	○大船渡市快適環境づくり市民集会開催
4. 6	○絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律公布

年 月 日	記 事
平成	
4. 7. 1	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（木町、下船渡、内田、中井、下久名畑、町場、鷹生）
4. 10	○岩手の景観保全と創造に関する条例公布
5. 3. 30	○大船渡港清掃船「さんご丸」完成、進水（岩手県）
5. 4. 1	○清掃船「さんご丸」大船渡港に配備
5. 6. 3	○須崎川清流化対策推進協議会設立
5. 8. 1	○大船渡市快適な環境づくり市民集会開催（水辺の集い）
5. 9. 1 ～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（本町、中央通、神坂、沢田、上久名畑、大畑野、日頃市町宿）
5. 11	○環境基本法公布
6. 6	○大船渡湾に係る窒素、燐の環境基準類型指定のための調査事業開始
6. 7. 31	○大船渡市快適な環境づくり市民集会開催（水辺の集い）
6. 9. 1 ～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（愛宕町、宮ノ前、船河原、赤崎町宿、猪川町大野、平田、平山）
6. 10. 1	○大船渡市公共下水道事業一部供用開始（大船渡町富沢、地ノ森）
6. 12. 1	○大船渡市環境審議会条例制定
6. 12. 1	○岩手県沿岸流出油災害対策協議会設立（釜石海上保安部）
6. 12. 21	○大船渡港港湾計画調査（土質調査及び環境調査）開始（運輸省）
7. 1. 15	○細浦地区漁港環境整備事業開始（細浦漁港・水産庁）
7. 3. 31	○悪臭防止法及び同法施行規則の一部改正に伴う規制地域並びに規制基準*告示なる（岩手県）
7. 6	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
7. 7. 31	○大船渡市快適な環境づくり市民集会開催（水辺の集い）
7. 9. 1 ～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（八幡町、浜町、細浦、後ノ入、上中井、和村、坂本沢）
8. 3. 22	○海域環境創造事業による大船渡湾へのマリンスリフター設置が決定（運輸省）
8. 4. 13	○大船渡湾の窒素及び燐に係る環境基準の類型指定告示なる（岩手県）
8. 9. 1 ～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（桜場、須崎、平、蛸ノ浦、下中井、川原、川内）
8. 9. 30	○大船渡市快適環境づくり市民集会開催
9. 3. 27	○蛸ノ浦地区漁業集落環境整備事業基本計画承認
9. 4	○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法公布
9. 4. 17	○大船渡港港湾整備に伴う漁業補償契約締結
9. 6	○環境影響評価法公布
9. 7. 31	○大船渡市環境保全推進協議会設立
9. 9. 1 ～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（田茂山二区、上山、中野、大洞、前田、下欠、田代屋敷・長岩）
9. 9. 27	○大船渡港多目的国際ターミナル着工
9. 11. 6	○大船渡市公共下水道事業整備区域拡張認可（98ha⇒203ha）
10. 3	○岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例施行
10. 4	○三陸町小石浜（綾里）地区漁業集落排水処理施設事業着手
10. 6	○特定家庭用機器再商品化法公布
10. 7. 1	○騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の規定による地域指定の一部改正

年 月 日	記 事
平成	
10. 7	○岩手県環境影響評価条例公布
10. 9. 1 ～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（田茂山一区、南町、小田、山口、下権現堂、菅生、石橋）
10. 10. 1	○蛸ノ浦地区漁業集落環境整備事業着工
10. 10	○地球温暖化対策の推進に関する法律公布
10. 10. 12	○鷹生ダム本体工事着工
10.	○越喜来湾に窒素及び磷に係る環境基準（海域Ⅱ類型）指定告示なる（岩手県）
11. 7	○ダイオキシン類特別措置法公布
11. 9. 1 ～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（御山下、茶屋前、梅神、永浜、下富岡、久保、板用）
12. 4. 1	○釜石市と廃棄物共同処理事業開始
12. 5	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布
	○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布
12. 6	○循環型社会形成推進基本法公布
	○食品循環資源の再利用等に関する法律公布
	○資源の有効な利用の促進に関する法律公布
12. 7. 19	○大船渡地区クリーンセンター（一般廃棄物積込中継施設）竣工
12. 9. 1 ～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（盛雇用住宅、台町、小河原、清水、新道、上手、甲子）
12. 11	○大船渡湾水環境保全計画策定
12. 11. 1	○エコ・ライフ推進モデル事業実施（上手地域）（岩手県指定）
～12. 10	
12. 11. 10	○大船渡湾浄化フェア 2000 開催（サン・リアショッピングセンター）
～12	
12. 11. 20	○ “ ” （大船渡商工会議所）
12. 12. 28	○大船渡市環境施策推進会議設置
13. 2. 26	○大船渡市地球温暖化対策推進実行計画策定
13. 4. 1	○大船渡市環境基本条例施行
13. 4	○三陸町砂子浜（綾里）・千歳（吉浜）地区漁業集落排水処理施設事業着手
13. 10 ～14. 2	○エコライフ推進事業実施（上木町、地ノ森一区、中井、佐野、長谷堂団地、平田、小通）
13. 10. 27	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
～10. 28	
13. 11. 2	○大船渡港内で油流出事故発生
13. 11. 15	○大船渡市と旧三陸町が合併し新生大船渡市誕生、三陸支所市民生活課が三陸町地区の環境行政担当課となる
13. 12	○県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（略称：生活環境保全条例）公布（岩手県）
14. 2. 21	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡商工会議所：環境懇談会）
14. 5. 29	○大船渡市公共下水道事業整備区域拡張認可（203ha⇒397.9ha）
14. 7	○使用済自動車の再資源化等に関する法律公布
14. 10 ～15. 2	○エコライフ推進事業実施（旭町、富沢一区、西館、生形、長谷堂、田谷、大森、小石浜、甫嶺、後山）

年 月 日	記 事
平成	
14. 10. 26 ～10. 27	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
14. 12	○循環型社会の形成に関する条例公布（岩手県）
15. 2. 28	○大船渡湾浄化フォーラム開催（カメラアホール：環境懇談会）
15. 3	○新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例公布（岩手県） ○県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例公布 ○岩手県産業廃棄物税条例公布
15. 3. 7	○大船渡市環境基本計画策定
15. 4	○三陸町小石浜（綾里）地区漁業集落排水処理施設供用開始
15. 10 ～16. 2	○エコライフ推進事業実施（吉野町、地ノ森二区、門之浜、赤崎中井、下久名畑、町場、長安寺、砂子浜、泊（越喜来）、大野（吉浜））
15. 10. 9	○岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例公布
15. 10. 25 ～10. 26	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
16. 2. 27	○ 〃 （シーパル大船渡：環境懇談会）
16. 4	○機構改革により三陸町地区の環境行政担当課が三陸支所総務課となる
16. 7	○大船渡湾水環境保全計画アクションプラン策定
16. 10 ～17. 2	○エコライフ推進事業実施（木町、赤沢、小細浦、長崎、上久名畑、大畑野、平山、野形、浦浜東、扇洞）
16. 10. 23 ～10. 24	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
17. 1	○大船渡湾水環境の保全に関する標語コンクール実施（応募作品 715 点）
17. 2. 28	○大船渡湾浄化フォーラム開催（カメラアホール：環境セミナー）
17. 4. 1	○蛸ノ浦地区（一部）・三陸町砂子浜地区漁業集落排水処理施設供用開始
17. 10 ～18. 2	○エコライフ推進事業実施（本町、明土、泊里、沢田、上富岡、和村、関谷、小路、下通）
17. 10. 16	○大船渡湾浄化フォーラム開催（シーパル大船渡：環境セミナー）
17. 10. 22 ～23	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
18. 2. 26	○環境活動発表会開催（カメラアホール）
18. 4	○環境大気常時監視測定局見直しに伴い、茶屋前局での二酸化硫黄*、浮遊粒子状物質*の測定が中止され、二酸化窒素*のみの測定となる（岩手県）
18. 5	○第2次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画策定
18. 10 ～19. 2	○エコライフ推進事業実施（愛宕町、地ノ森一区、碁石、赤崎宿、大野、上手、日頃市宿、石浜、崎浜、根白）
18. 10. 21 ～10. 22	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
18. 11. 12	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡商工会議所：環境フォーラム 2006）
19. 3. 30	○大船渡市公共下水道事業整備区域拡張認可（397.9ha⇒666.2ha）
19. 10 ～20. 2	○エコライフ推進事業実施（八幡町、浜町、三十刈、合足、上中井、下欠、川内、田浜、仲区、千歳）
19. 10. 20 ～21	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）



年 月 日	記 事
平成	
19.10.26	○環境報告会開催（太平洋セメント(株)大船渡工場）
20.7.24	○海のシンポジウム開催（大船渡プラザホテル：海フェスタ）
20.7.25	○大船渡港流出油災害対策訓練（野々田埠頭：海フェスタ）
20.8.19	○大船渡市マイバック推進キャンペーン実施
～10.26	
20.10	○エコライフ推進事業実施（桜場、須崎、山根、後ノ入、下権現堂、川原、鷹
～21.2	生、港、西区、中通）
20.10.25	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
～26	
20.10.28	○環境報告会開催（太平洋セメント(株)大船渡工場）
21.1.31	○環境フォーラム開催（リアスホール）

表 15 公害防止協定・環境保全協定等締結状況

No.	締結企業	締結団体	形式	締結年月日	備考
1	(株)甘竹プロイラー (現 ABCフーズアマタケ)	大船渡市	協定	S46.5.17	立根町大畑野地区
2	(株)甘竹プロイラー (現 ABCフーズアマタケ)	大船渡市	協定	S46.5.19	立会人 日頃市町石橋衛生組合長
3	大船渡湾冷凍水産物加工業協同組合	三漁協 (現 大船渡市漁協)	協定	S46.8.12	立会人 大船渡市
4	(株)甘竹プロイラー (現 ABCフーズアマタケ)	大船渡市	協定	S47.2.21	立会人 市衛生組合連合会長 赤崎町後ノ入公民館長
5	(株)甘竹プロイラー (現 ABCフーズアマタケ)	大船渡市	協定	S47.3.22	立会人 日頃市町鷹生公民館長
6	(株) ナ ッ ク (現 ABCファーム)	大船渡市	協定	S47.4.17	立会人 立根町衛生組合連合会長 立根地区公民館長
7	日産農林工業(株)大船渡工場 (現 北日本プライウッド(株))	大船渡市	協定	S47.8.3	
8	佐々木 隆	大船渡市	協定	S51.11.24	立会人 日頃市町石橋公民館長
9	鬼丸採石所	大船渡市	協定	S54.5.2	立会人 坂本沢公害防止対策委員会会長
10	岩手資源開発(株)	大野公民館	協定	S55.12.5	立会人 大船渡市
11	(株)甘竹ナック (現 ABCファーム)	大船渡市	協定	S61.5.30	立会人 立根地区公民館長
12	(株)三共冷凍 (現 (株)尾坪商店)	大船渡市	協定	H元.9.18	立会人 盛川漁業協同組合長
13	大船渡タイヘイフード(株)大船渡工場 (現 タイヘイ(株)フード事業部大船渡工場)	大船渡市	協定	H元.10.9	立会人 赤崎町清水地域契約会長 赤崎漁業協同組合長
14	(株)アマタケ	大船渡市	協定	H2.3.30	立会人 盛川漁業協同組合長
15	(株)北日本商工	末崎漁協	協定	H2.5.10	立会人 大船渡市
16	岩手缶詰(株)細浦冷凍食品工場	大船渡市	協定	H3.8.12	立会人 末崎漁業協同組合長
17	(株)三栄工業所	大船渡市 日頃市地区公民館 宿地域公民館	協定	H4.12.28	
18	大船渡アスコン	大船渡市 大畑野地域公民館長	協定	H5.7.9	
19	(株)弥 栄	大船渡市 船河原地域公民館長	協定	H5.7.9	
20	坂井マリン(株)	大船渡市 後ノ入地域公民館長	協定	H5.10.13	
21	(株)岩手環境保全	盛川漁業協同組合	協定	H6.8.3	立会人 立根地区公民館長 日頃市地区公民館長
22	(株)佐賀組	大船渡市 大畑野地域公民館長	協定	H8.3.14	
23	(株)三栄工業所	大船渡市	協定	H8.9.17	
24	大船渡地区環境衛生組合 大船渡市	大船渡地区ゴミ焼却施設対策協議会	覚書	H10.8.31	
25	五葉温泉(株)	日頃市地区公民館 盛川漁業協同組合 三漁協連絡協議会	協定	H11.3.2	立会人 大船渡市
26	(株)大船渡碎石所	大船渡市	協定	H11.7.2	立会人 日頃市地区公民館長
27	五葉地域振興(株)	日頃市地区公民館 盛川漁業協同組合 三漁協連絡協議会	覚書	H12.3.13	立会人 大船渡市
28	太平洋セメント(株)大船渡工場	大船渡市	協定	H15.4.17	立会人 赤崎地区振興協議会長

第1部 第2章 大船渡市における環境公害防止体制

No.	締結企業	締結団体	形式	締結年月日	備考
29	中村建設(株)	大船渡市	協定	H16.9.27	立会人 小峠地区代表 浦浜西区長 泊区長 越喜来漁業協同組合長
30	龍振鉦業(株)	大船渡市	協定	H16.12.21	
31	鎌田水産(株)	大船渡市	協定	H17.2.28	立会人 大船渡市漁業協同組合
32	佐々木モーターズ	大船渡市	協定	H17.3.15	
33	(有)アトラス	大船渡市 大畑野地域公民館	協定	H17.6.29	
34	(株)岩手環境保全	大船渡市	協定	H18.2.28	立会人 立根地区公民館長 日頃市地区公民館長 盛川漁業協同組合
35	(有) C S	日頃市地区公民館 宿地域公民館 関谷地域公民館	協定	H18.8.31	立会人 大船渡市
36	理研食品(株)	末崎地区公民館 峰岸地域公民館 大船渡市漁業協同組合	協定	H18.12.8	立会人 大船渡市
37	(有) コウ (現(株)コウ)	盛地区公民館 田茂山二区 地域公民館 盛川漁業協同組合	協定	H19.10.22	立会人 大船渡市
38	(株)大船渡資源	盛地区公民館 八幡町地域公民館 盛川漁業協同組合	協定	H20.7.28	立会人 大船渡市

表 16 浄化槽設置状況調(補助金交付基数)

【三陸町を除く地区】

(単位:基)

年度	区分	盛	大船渡	末崎	赤崎	猪川	立根	日頃市	合計
H元 ～ 9	新 築	64	111	45	71	69	94	28	482
	増 改 築	12	33	25	23	24	20	8	145
	年 計	76	144	70	94	93	114	36	627
10	新 築	8	13	10	10	13	12	1	67
	増 改 築	4	6	11	10	12	8	10	61
	年 計	12	19	21	20	25	20	11	128
11	新 築	2	12	2	4	14	9	0	43
	増 改 築	2	4	15	5	6	3	5	40
	年 計	4	16	17	9	20	12	5	83
12	新 築	4	8	4	7	13	11	2	49
	増 改 築	5	3	14	9	10	6	6	53
	年 計	9	11	18	16	23	17	8	102
13	新 築	3	7	7	6	6	17	1	47
	増 改 築	4	9	15	5	6	3	5	47
	年 計	7	16	22	11	12	20	6	94
14	新 築	—	2	5	5	11	5	8	36
	増 改 築	—	3	22	7	12	7	9	60
	年 計	—	5	27	12	23	12	17	96
15	新 築	—	3	6	2	12	9	5	37
	増 改 築	—	7	19	7	15	4	7	59
	年 計	—	10	25	9	27	13	12	96
16	新 築	—	4	9	11	18	10	7	59
	増 改 築	—	0	21	6	6	1	9	43
	年 計	—	4	30	17	24	11	16	102
17	新 築	—	2	8	4	8	12	3	37
	増 改 築	—	0	19	7	2	4	11	43
	年 計	—	2	27	11	10	16	14	80
18	新 築	—	5	11	3	19	14	5	57
	増 改 築	—	1	6	8	6	2	7	30
	年 計	—	6	17	11	25	16	12	87
19	新 築	—	2	10	2	6	6	2	28
	増 改 築	—	1	13	4	2	4	3	27
	年 計	—	3	23	6	8	10	5	55
合 計		108	236	297	216	290	261	142	1,547

【三陸町地区】

(単位:基)

年度 人槽	H3～13	14	15	16	17	18	19	合計
5	11	3	3	0	3	4	1	25
6～7	86	23	25	20	21	22	21	218
8～10	166	0	0	1	2	3	2	174
11～50	15	0	0	0	0	0	0	15
合計	278	26	28	21	26	29	24	432